

岳南広域都市計画道路の変更(静岡県決定)

都市計画道路中 3・4・20 号富士停車場厚原線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・20	富士停車場厚原線	富士市本町	富士市厚原字横堀	富士市伝法字長沢	約 4,390m	地表式	2車線	16m	幹線街路との平面交差12箇所 自動車専用道路との立体交差1箇所	
			なお、富士市本町地内に富士駅北口駅前広場を設ける。								
	3・6・49	富士駅伝法線	富士市本町	富士市伝法字坂本	富士市本市場字前田	約 2,950m	地表式	2車線	11m	幹線街路との平面交差5箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

富士駅北口における駅前広場再整備事業及び公益施設整備事業の施行と合わせ、富士駅北口の交通結節機能を向上し自動車交通の円滑かつ効率的な処理を図るため、都市計画道路富士停車場厚原線及び都市計画道路富士駅伝法線を本案のとおり変更する。

変 更 理 由

3・4・20 号富士停車場厚原線は、昭和 31 年に都市計画決定されたものである。

本路線は、富士市の主要な交通結節点である J R 東海道本線の富士駅北口に接続する幹線道路である。

岳南広域都市計画区域マスタープランにおいては、富士駅北口周辺地区を都市拠点として位置付け、市街地再開発事業による都市基盤の整備などにより土地の高度利用を促進し、多様な都市機能が集積した都市拠点の形成を図ることとしている。

このことから、予定される公益施設整備を含む富士駅北口駅前広場再整備事業の施行に合わせ、本路線の起点の位置を約 20m 延伸するよう変更する。

また、富士駅北口駅前広場の区域を 3,800 m²に変更する。

3・6・49 号富士駅伝法線は、昭和 31 年に都市計画決定されたものである。

3・4・20 号富士停車場厚原線同様、富士駅北口駅前広場再整備事業の施行に合わせ、本路線の区間を 150m 延伸し、起点の位置及び延長を 2,950m に変更する。

変 更 概 要 書

都市計画道路中 3・4・20 号富士停車場厚原線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域		構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造		
幹線街路	3・4・20	富士停車場 厚原線	富士市 本町	富士市 厚原 字横堀	富士市 伝法 字長沢	約 4,370m	地表式	2 車線	16m	幹線街路との平面交差 11 箇所 自動車専用道路との立体交差 1 箇所		
			なお、富士市本町地内に富士駅北口駅前広場を設ける。									面積 約 7,000 ㎡
幹線街路	3・4・20	富士停車場 厚原線	富士市 本町	富士市 厚原 字横堀	富士市 伝法 字長沢	約 4,390m	地表式	2 車線	16m	幹線街路との平面交差 12 箇所 自動車専用道路との立体交差 1 箇所		
			なお、富士市本町地内に富士駅北口駅前広場を設ける。									面積 約 3,800 ㎡
幹線街路	3・6・49	富士駅伝法線	富士市 本町	富士市 伝法 字坂本	富士市 本市場 字前田	約 2,800m	地表式	2 車線	11m	富士駅構内コンテナ線と平面交差 大興製紙専用西線と平面交差 本州製紙専用鉄道東線と平面交差 本州製紙専用鉄道西線と平面交差 幹線街路との平面交差 4 箇所		
幹線街路	3・6・49	富士駅伝法線	富士市 本町	富士市 伝法 字坂本	富士市 本市場 字前田	約 2,950m	地表式	2 車線	11m	幹線街路との平面交差 5 箇所		

上段黒書：既決定

下段赤書：変更後

凡 例	
行政区域	特別用途地区 (特別用途地区)
都市計画区域	特別用途地区 (特定規模集客施設制限地区)
市街化区域	高度地区
市街化調整区域	高度利用地区
用途地域	防火地域
第一種低層住居専用地域	臨港地区
第二種低層住居専用地域	都市高速鉄道 (軌道/準軌道)
第一種中高層住居専用地域	公園
第二種中高層住居専用地域	緑地・墓園/緑道
第一種住居地域	公共下水道排水区域
第二種住居地域	都市下水道排水区域
準住居地域	下水処理場・ポンプ場
近隣商業地域	供給・処理施設
商業地域	土地区画整理事業(市施行)
準工業地域	土地区画整理事業(組合施行)
工業地域	地区計画
工業専用地域	まちづくり申し合わせ
	第一種市街地再開発事業

用途地域の種類
工業 50/200
商業 50/200
住宅 50/200
高度地区・特別用途地区

形態規制
最低敷地面積

令和2年DID区域(人口集中地区)

この図面は概略を示すものです。
詳細は富士市役所都市整備部都市計画課(TEL0545-55-2785)
で御確認下さい。

岳南広域都市計画図(富士市)

1. 特別用途地区(特定規模集客施設制限地区)の内容

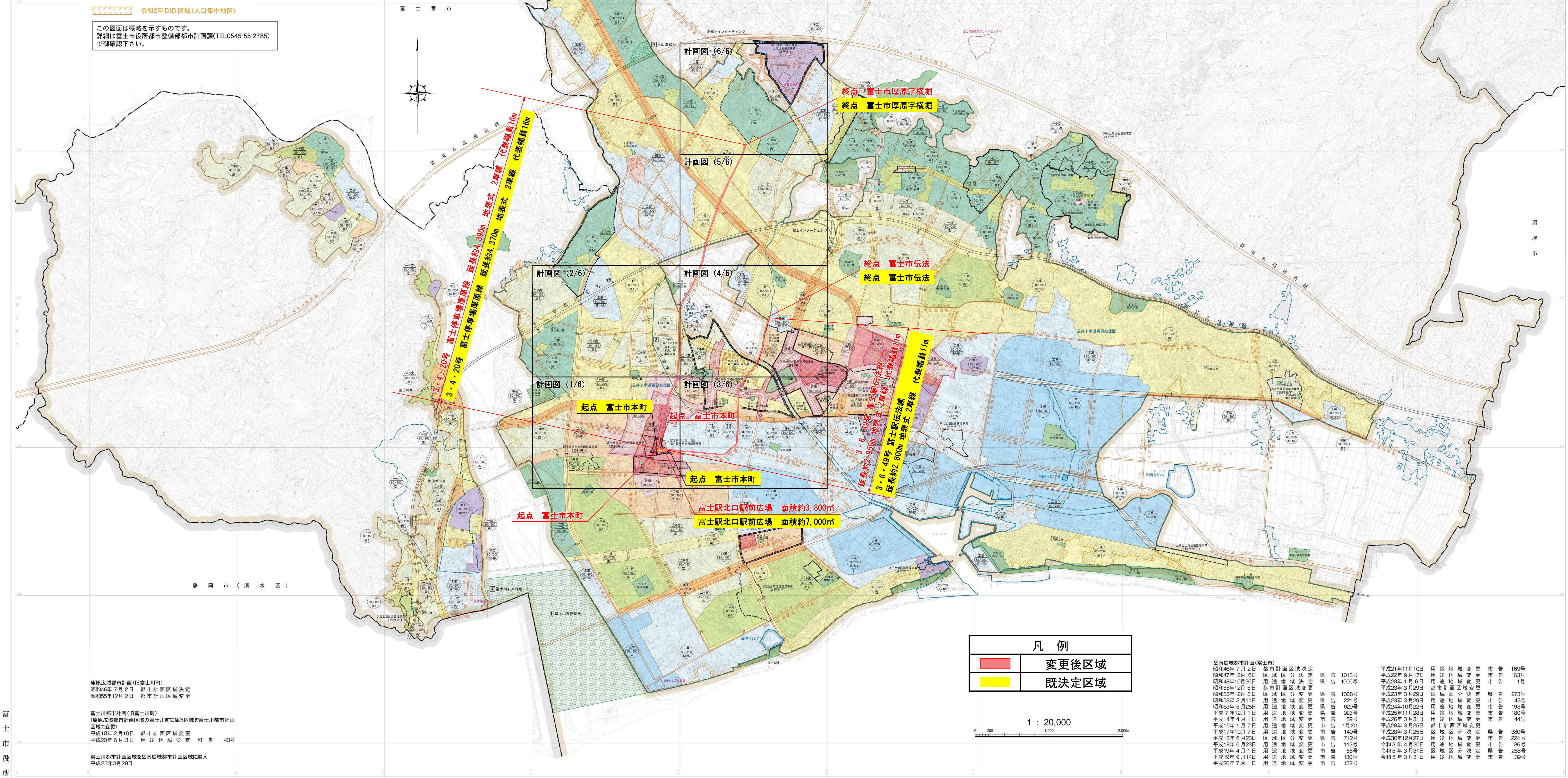
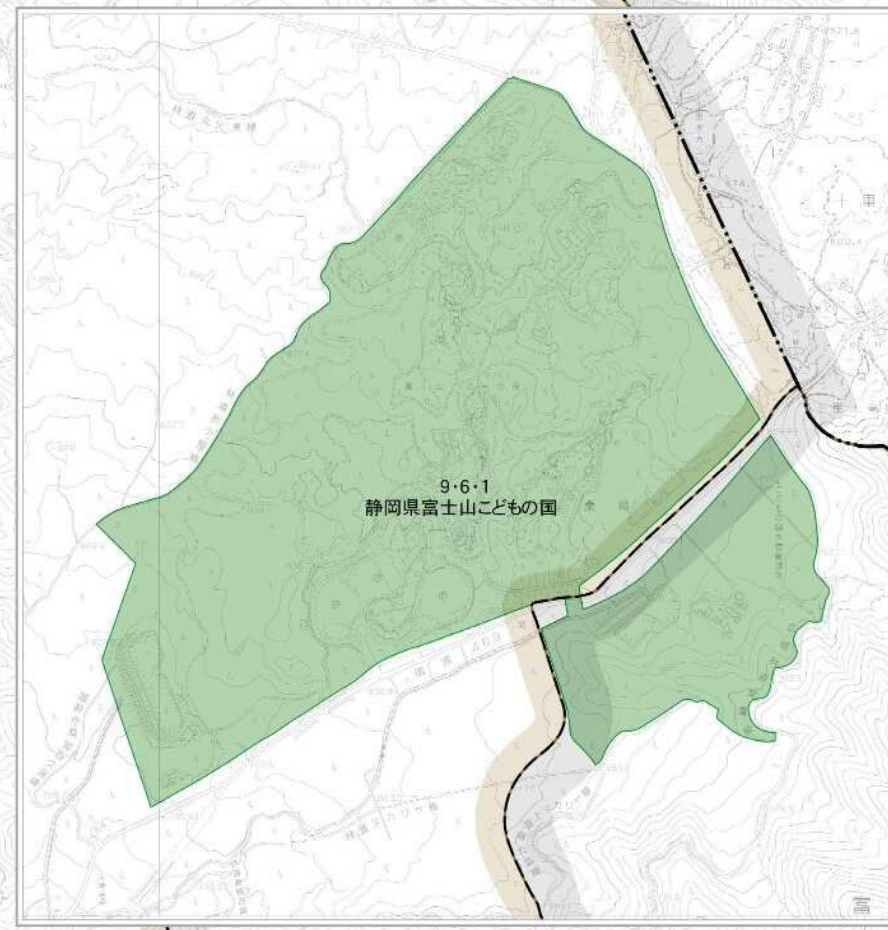
凡例	種 類	集客施設の床面積の最高限度	対象となる用途地域
特1	特定規模集客施設制限地区(第一種)	5,000平方メートル	第二種住居地域
特2	特定規模集客施設制限地区(第二種)	3,000平方メートル	準工業地域 工業地域

※富士市建築条例により建築が制限されます。

2. 高度地区の内容

凡例	種 類	建築物の高さの最高限度	対象となる用途地域
高1	高度地区(第一種)	20メートル	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
高2	高度地区(第二種)	31メートル	準工業地域 工業地域

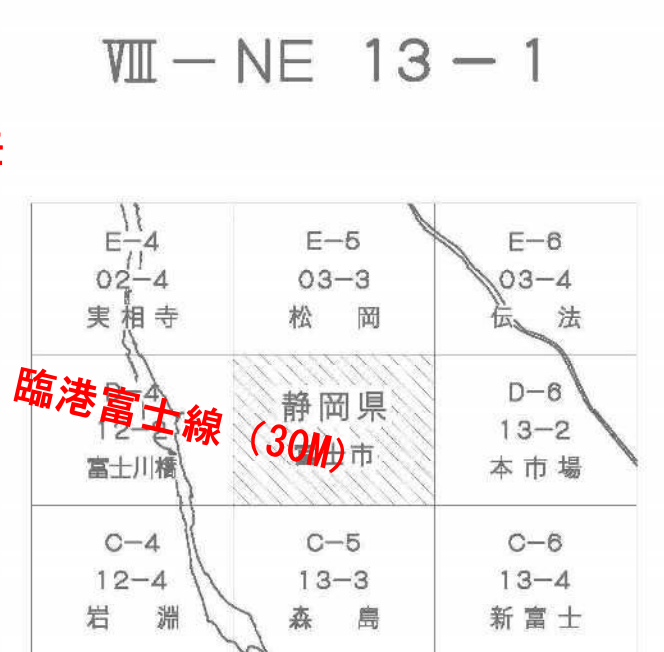
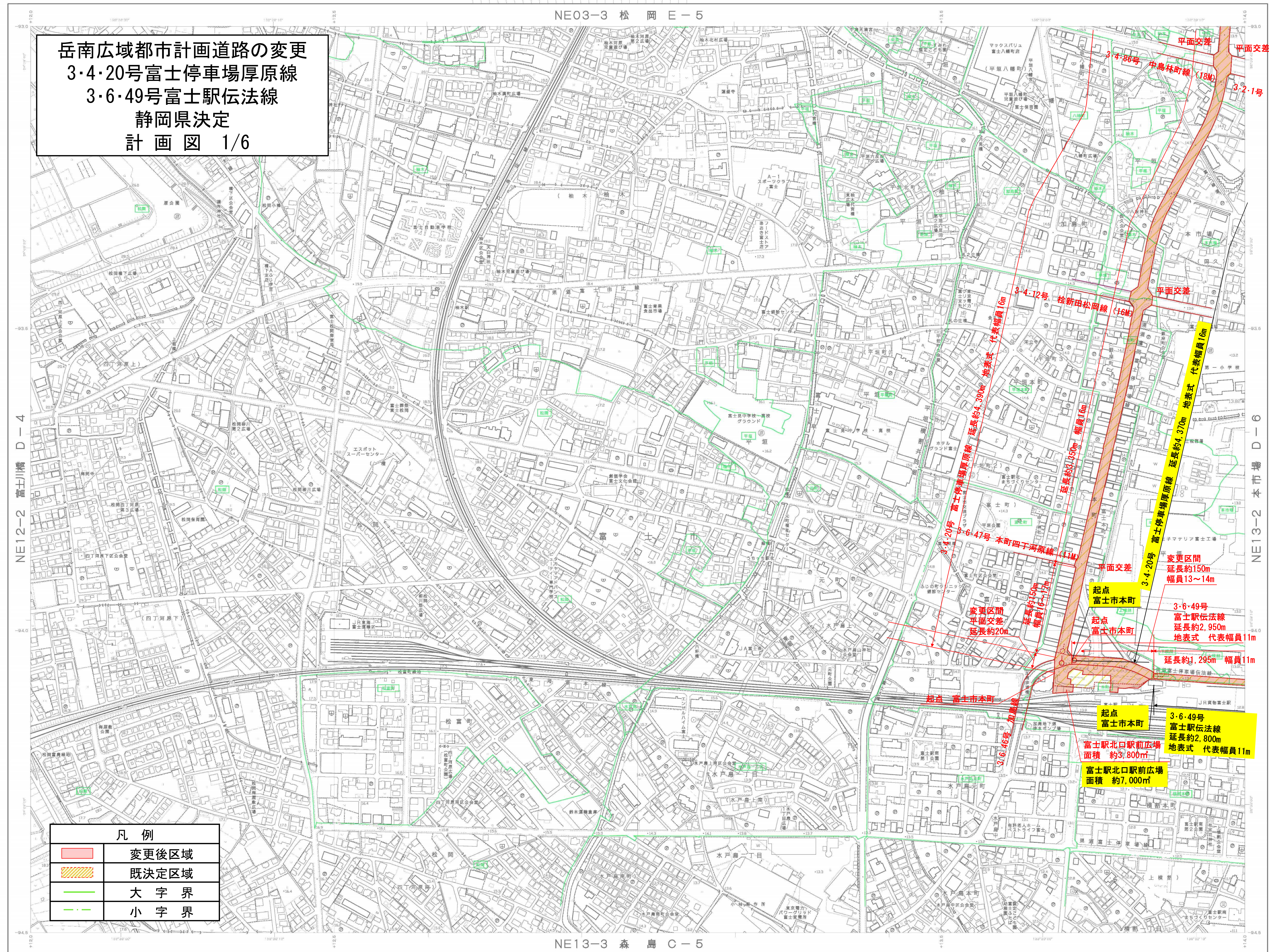
岳南広域都市計画道路の変更
3・4・20号富士停車場厚原線
3・6・49号 富士駅伝法線
静岡県決定
総 括 図 S=1:20,000



凡 例	
変更後区域	
既決定区域	

1 : 20,000

岳南広域都市計画(富士市)	
昭和46年7月2日	都市計画区域決定
昭和47年12月16日	区域区分決定
昭和48年10月26日	用途地域決定
昭和55年12月5日	都市計画区域変更
昭和55年12月5日	区域区分変更
昭和58年3月11日	用途地域変更
昭和63年6月28日	用途地域変更
平成7年12月1日	用途地域変更
平成14年4月1日	用途地域変更
平成15年1月7日	用途地域変更
平成17年10月7日	用途地域変更
平成18年6月23日	用途地域変更
平成18年6月23日	用途地域変更
平成19年4月1日	用途地域変更
平成19年9月14日	用途地域変更
平成20年7月1日	用途地域変更
平成21年11月10日	用途地域変更
平成22年9月17日	用途地域変更
平成23年3月29日	都市計画区域変更
平成23年3月29日	区域区分決定
平成24年10月22日	用途地域変更
平成24年10月22日	用途地域変更
平成28年3月25日	都市計画区域変更
平成28年3月25日	区域区分決定
平成28年3月25日	用途地域変更
令和3年4月30日	用途地域変更
令和3年4月30日	区域区分決定
令和5年3月31日	用途地域変更

[illegible]

座標系は平成14年国土交通省告示第9号に規定する世界測地系に基づく平面直角座標系による第Ⅱ座標系投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度1度は10秒間隔
座さの基準は東京郊の平均海面
等高線の間隔は2メートル